

八戸市博物館条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

博物館法が改正され、公立博物館の設置に関する事項は条例で定めることとする規定が削除されたことに伴い、所要の整備を行うため。また、令和3年7月に世界遺産となった「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産・是川石器時代遺跡及び関連資産・長七谷地貝塚の価値や魅力を後世に伝えるために、是川縄文館とともに小・中学生の入館料等を無料とするためのものである。

2 改正内容

八戸市博物館条例（昭和58年八戸市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「第18条の規定に基づき、博物館」を「第2条第1項に規定する博物館（以下「博物館」という。）」に改める。

別表を次のとおり改める。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|---|-------------|----------|---------------------|---|------------|----------|---------------------|
| （趣旨） | | | | （この条例の趣旨） | | | |
| 第1条 この条例は、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館(以下「博物館」という。)を設置し、その管理について必要な事項を定めるものとする。 | | | | 第1条 この条例は、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館法(昭和26年法律第285号)第18条の規定に基づき、博物館を設置し、その管理について必要な事項を定めるものとする。 | | | |
| 別表（第6条関係） | | | | 別表（第6条関係） | | | |
| 入館料及び入場料 | | | | 入館料及び入場料 | | | |
| 区分 | | 個人 | 20人以上の団体 (1人につき) | 区分 | | 個人 | 20人以上の団体 (1人につき) |
| 八戸市博物館 | 一般 | 円 250 | 円 130 | 八戸市博物館 | 一般 | 円 250 | 円 130 |
| | 大学生・ 高校生 | 150 | 80 | | 大学生 高校生 | 150 | 80 |
| | 中学生 小学生 | | | | 中学生 小学生 | 50 | 30 |

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|--|---------|-----|-----|--|-----|-----|--|
| 八戸市南郷歴史民俗資料館 | 一般 | 150 | 100 | 生 | | | |
| | 大学生・高校生 | 100 | 50 | 一般 | 150 | 100 | |
| 根城本丸 | 一般 | 250 | 130 | 大学生 高校生 | 100 | 50 | |
| | 大学生・高校生 | 150 | 80 | 中学生 小学生 | 50 | 30 | |
| 備考 | | | | 備考 | | | |
| <p>1 中学生以下の者は、無料とする。</p> <p>2 共通券により八戸市博物館及び根城本丸に入館し、及び入場しようとする者(個人に限る。)の入館料及び入場料の合計額は、一般400円及び大学生・高校生240円とする。</p> | | | | <p>共通券により八戸市博物館及び根城本丸に入館し、及び入場しようとする者(個人に限る。)の入館料及び入場料の合計額は、一般400円、大学生・高校生240円及び中学生・小学生80円とする。</p> | | | |

3 施行期日

令和5年4月1日

4 参考

入館料等については、是川縄文館についても同様の改正を行う。

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例の 一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

令和3年7月に世界遺産となった、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産・是川石器時代遺跡及び関連資産・長七谷地貝塚について、次代を担うより多くの小・中学生にその価値や魅力を伝えるため、小・中学生の観覧料を無料とするためのものである。

2 改正内容

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例（平成23年八戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中学生・小学生の項を削り、同表に備考として次のように加える。

備考 中学生以下の者は、無料とする。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|--------------------|------|---------------------|-----------|------|---------------------|
| 別表（第4条関係） | | | 別表（第4条関係） | | |
| 観覧料 | | | 観覧料 | | |
| 区分 | 個人 | 20人以上の団体 （1人につき） | 区分 | 個人 | 20人以上の団体 （1人につき） |
| 一般 | 250円 | 130円 | 一般 | 250円 | 130円 |
| 大学生・高校生 | 150円 | 80円 | 大学生・高校生 | 150円 | 80円 |
| 備考 中学生以下の者は、無料とする。 | | | 中学生・小学生 | 50円 | 30円 |

3 施行期日

令和5年4月1日

4 参 考

是川縄文館の他、長七谷地貝塚のガイダンス施設である博物館及び同館関連施設である根城の広場・本丸、南郷歴史民俗資料館についても同様の改正を行う。